

1. 条例のしくみ

(1) 条例の概要

川崎市は周知のとおり、うなぎの寝床のように南北に細長く、南部（臨海部）は石油コンビナート等各種の工場がひしめき北部は比較的緑の多い丘陵地で近年宅地開発が進められ、かねてより環境への保全対策が叫ばれていた。こうした状況のなかで「公害防止条例」（昭和47年）、「川崎市における自然環境の保全及び回復に関する条例」（昭和48年）が、環境保全対策として生まれた。しかしこれらはそれぞれいわゆる対症療法的な事後処理を中心とする実定法である。これに対し「川崎市環境影響評価に関する条例」（昭和51年）は、開発行為等にあたって事前に環境に及ぼす影響を予測、評価し、その結果を公表し、関係住民が検討することと可能ならしめることにより環境への悪影響を事前に防止することを目的とした条例である。この条例は、昭和51年9月29日、市議会において可決され、昭和52年7年1日より施行されたものでその構成は、前文のほか、7章30ヶ条をもって構成されている。その骨子は、

第1条として、環境問題は、市民生活に、極めて密接な地域課題に対処し、住民の環境面におけるニーズを把握することが基調であるとの観念から、開発行為にあたっては、住民意向が適切に反映されるよう手続法的性格をもつものとして構成されている。

第2条は、環境を自然的、社会的、文化的諸環境として総合的にとらえている。

第3条は、対象となる開発行為については、基本的には環境に影響を及ぼすおそれのある公共事業、民間事業のすべてを、指定開発行為とした。

第4条は、川崎市環境影響評価審議会を設置し、市民の参加のもとに、地域環境管理計画を策定するほか、開発行為に係る環境影響評価報告書について調査審議する前置方式とした。

第5条は、現に行っている事業に対して定期的に環境調査報告書の提出を事業者に義務づける事後審査制度を設けた。

第6条は、この条例の効力を担保するため手続の違反者に対する罰則および違反事実の公表について定めた。などである。

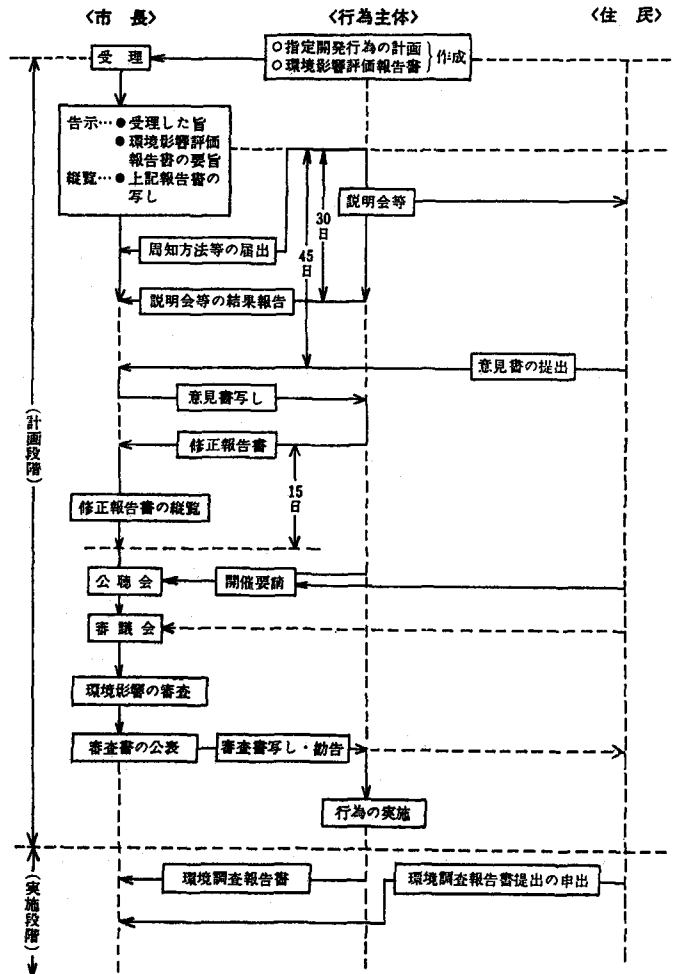
(2) 手続きの流れ

環境に影響を及ぼすおそれのある開発行為（指定開発行為）を実施しようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出る（第6条第1項）。その場合、指定開発行為者は基本計画の段階において、当該開発行為が環境に及ぼす影響を事前に、予測および評価した結果をまとめた環境影響評価報告書を添付しなければならぬ（第6条第2項）。市長は、その届出を受理したときは、その旨および環境影響評価報告書の要旨を告示（第9条第1項）し、当該環境影響評価報告書の写しを、告示の日より30日間縦覧する（第9条第2項）。一、当該指定開発行為者は、この縦覧期間に、更に関係住民に対し、当該開発行為に係る計画の概要および環境影響評価について説明会または、計画の内容など要旨を記載したパンフレットの配布など適切な方法で周知の措置を講ずる（第10条）。関係住民その他縦覧に供された環境影響評価報告書について意見をもつ者は、同報告書の告示のあった日の翌日から45日の間に意見書を提出することができる（第11条）。その意見書の写は、直ちに当該指定開発行為者に送付する（第11条第2項）。当該指定開発行為者は、その意見書

に基づき、環境影響評価報告書について、修正の有無を報告書により、市長に報告する（第12条第1項）。報告された修正報告書は再度15日間関係住民に縦覧する（第12条第2項）。

この間の午続を経た段階で市長は当該環境影響評価報告書の審査を行い審査書を作成する（第13条）。この場合、川崎市環境影響評価協議会の意見を聴かなければならない（第13条第2項）。なお、修正に係る環境影響評価報告書の縦覧期間満了の日の翌日から7日以内に、関係住民または開発行為者が必要と認めるときは公聴会を開催する（第14条）。これを経て市長は審査書を作成して、当該指定開発行為者へ送付するとともに、これを公表する（第15条）。この時点まで当該開発行為に着手することは許されない（第17条）。また審査の結果、良好な環境の保全に支障があると認められるとき、または、審査書を遵守しないときは、環境保全上必要な措置をとるよう勧告する（第18条）。

手続きのフローチャート



(3) 地域環境管理計画

良好な環境の保全を図るため、その指針となる地域環境管理計画を策定した。

近年、価値観が多様化している現状において、環境については科学的かつ客観的に環境影響評価を行なうことは非常に難しいことではあるが、環境影響評価を実施していくにあたり、

ア、環境影響評価の評価項目

イ、地区別環境保全水準

ウ、環境影響評価にあつての標準的技法

エ、その他環境影響評価に関する事項

を、条例（第5条第2項）で定めている。

(ア) 環境影響評価の評価項目

評価項目は、開発によつて環境に影響を及ぼすと思慮される項目を選定し当面、(a) 自然環境 (b) 地域生活環境 (c) 社会文化環境に大別し、更に18の中項目、36の小項目に細分されている。

なお、環境影響評価の実施にあつては、開発行為の種類、計画の規模、内容、実施される地域の史態等の特徴に応じて評価項目を選定する。

(イ) 地区別環境保全水準

地区別環境保全水準は、市域を一定のブロックに区分し、それぞれに地区の特性に適合した環境保全水準を設定し、それとの関連で適切な環境影響評価を実施していく運用となっている。

環境保全水準に係る地区の区分については、都市計画法に基づく用途地域を基調とし、

(d) 第1種地区（第1種、第2種住居専用地域、住居地域およびその他の地域）

(b) 第2種地区（近隣商業地域、商業地域および準工業地域）

(c) 第3種地区（工業地域および工業専用地域）

にそれぞれ区分した。しかし大気汚染物質のうち、広域汚染の原因となる物質については、川崎市の土地利用の現状を勘案し市域を、

(d) 北部地区（中原区、高津区、多摩区） (b) 中央地区（川崎区、「田島および大師地区を除く」、および幸区） (c) 南部地区（田島および大師地区）、に区分した。

環境保全水準は、環境基準、環境目標値、規制基準等を参考とし、地区の特性に応じて定め、環境基準、環境目標値等の保全されるべき地区と現在それ以下の環境にある地区については、現状または、それより良い状態を保全することを目的として設定した。なを設定した環境保全水準は、当面次に掲げる項目とした。

(a) 生態系（緑被を中心に）、(b) 大気 (c) 水 (d) 騒音 (e) 振動 (f) 地盤沉下 (g) 悪臭 (h) 景観 (i) 日照 (j) テレビ受像 (k) 歴史、文化。

また、環境保全水準は、評価にあたってのガイドラインであり、新しい知見と市民の意識に基づいて、

計画的に検討を繰り返さなければならないものである。

(ウ) 環境影響評価にあたっての標準的技法

環境影響評価にあたっての標準的技法については、現在の科学の提供している評価対象に最も適した技法を利用して客観性の確保に可能な限り努力を図ることとし、評価すべき対象に直接利用することのできる技法の欠陥のため予測が不可能または、極めて困難な場合にあっては既存の類似対象または、現象における実測値などの類似、又は推定など可能な限りの客観性を示しうる予測を試みるものとした。

エ. 報告書の作りえ

環境影響評価報告書は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業を行うに当たり、環境保全上の観点から適切な影響評価がなされているかを住民に公表することである。したがって報告書を作成する場合には、それを提示する相手の立場、関心事、能力などに応じて適切なものにならなければならない。

市の環境影響評価は、原則として基本計画の段階で実施することとしており、基本計画が固まった時点で、地域環境管理計画に基づいて、評価項目の選定を行い予測評価をする。

環境影響評価報告書の具備要件は、

(1) 現状調査の結果が明らかにされていること。

(2) 基本計画の実施に伴う影響予測の方法及び結果が明らかにされていること。

(3) 保全対策を含めて影響評価が明らかにされていること。

(4) 代替案の比較検討がされていること。

等であり、また作成に当たっての留意すべき事項としては、事実に基づいて客観的に記述されていること。住民などの関心事を欠落しないよう行き届いた配慮がなされていること。データ及び参考資料は、整理して明示しておくこと。専門用語については、一般の住民にとってわかりやすいように説明を加えること。図面や写真等を用いて目で理解できるような配慮すること。等であり住民にとって見やすく、理解しやすい十分な配慮が必要である。

など、環境影響評価報告書の構成は、おおよそ次のようなものになるよう。

目次

1. 環境影響評価報告書の要約
2. 基本計画の概要
 - (1) 土地利用計画
 - (2) 設備計画
 - (3) 施工計画
3. 評価項目の選定
 - (1) 環境影響評価マトリックス表
 - (2) 評価項目選定表
4. 環境影響評価
 - (1) 自然環境
 - (2) 地域生活環境
 - (3) 社会文化環境

3. 適用事例

条例適用（指定開発行為 別表）第1号は、川崎市多摩区高石の百合丘土地利用計画（百合丘マンション建設計画）であり、環境影響評価報告書の届出があったのは、昭和52年11月30日である。その後、昭和53年4月10日に、グリーンコーポ多摩プラザ（川崎市高津区向ヶ丘）、宮前平ハイデンス建設工事（川崎市高津区土橋）の環境影響評価報告書が同時に届出され、さらに、昭和53年5月27日、金理向原工地区画整理事業に関する環境影響評価報告書、同年6月6日に、（仮称）茜生第二、第三団地計画に関する環境影響評価報告書、同年6月24日に、扇島地区、発電用燃料転換施設整備計画に関する環境影響評価報告書がそれぞれ届出され、条例の定めるところが進められている。このほか指定開発行為に伴う環境影響評価の方法などについては問は合わせが数件ある。

(1) 適用第1号（百合丘土地利用計画）に係る環境影響評価報告書

ア. 計画の概要

条例第6条（届出）により、協和機研工業株式会社（取締役社長 高田弘）が百合丘土地利用計画（百合丘マンション建設計画）環境影響評価報告書の届出を行った。

指定開発行為

指定開発行為	適用除外
(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第11項に規定する開発行為	開発区域面積が1ヘクタール未満のものを除く。
(2) 埋立て	埋立て面積が1ヘクタール（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する公有水面の埋立てについては15ヘクタール）未満のものを除く。
(3) 1団地の住宅施設の新設	1 団地の敷地面積が1ヘクタール未満のもの又は計画人口500人以下（都市計画法第8条の規定により定める第1種住居専用地域及び第2種住居専用地域については300人未満）のものを除く。
(4) 製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の新設	1 団地の敷地面積が9,000平方メートル未満のもの又は建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル未満のものを除く。
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の新設	1 団地の敷地面積が9,000平方メートル未満のもの又は建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル未満のものを除く。
(6) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第7項に規定する水道施設である浄水施設の新設	
(7) 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第6号に規定する終末処理場の新設	
(8) 鉄道又は軌道の新設又は線路の増設	
(9) 道路の新設又は車線の増設	車道4車線未満の道路（自動車のみの交通の用に供する道路を除く。）を除く。
(10) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設である防波堤の新設	

場所	多摩区高石字石神119-1
開発区域面積	13,250.8 m ²
開発目的	共同住宅の新設
計画戸数、人口	153戸 536人
建築物の構造	鉄筋コンクリート造 地下1階 地上7階
延床面積	14,149.5 m ²
用途地域	住居地域
土地利用計画	宅地 8,166.0 m ² 公園 1,918.8 m ² その他 3,166.0 m ²

イ. 予測評価

(ア) 生態系

対象区域における植生の概観は、斜面地を中心に、フスギ、コナラ群集が主なる二次林によって構成され、平坦地は、ヒメムカシヨモギ、オオアレチノギク群落が大部分を占める雑種地が主である。樹木の現存量は、約800本を数えるが貴重種として保全の対象とすべきものは確認できなかった。

緑地区分についてみると、平均緑度は「乙」（貧弱な植生地）となり緑地状況は豊かであると判断しがた。当該地の環境保全水準である緑被率を算してみると、29.8%であるのに対して、基本計画に基づくところの開発後の緑被率（回復育成を含む）は、37.2%となる。したがってこの計画は、地域環境管理計画に示されている保全水準を満足しているうえに、なおかつ質的な向上も評価できる。

(イ) 水象

開発予定地前面にある水路より採取した水質試験結果は、平均BOD、33.4ppmであった。浄化槽（活性汚泥法による長時間曝気式）からの放流水BODを20ppmとし、放流口より100m程度下流でのBODは、33.2ppmとなる。実際には浄化槽の設計において安全率をみているので通常15～18ppmの放流水質となり現況水質に与える汚濁物質による影響はないと考える。

(ウ) 騒音、振動

騒音、振動の発生は、主として造成、杭打等の施工時である。杭打設は、フレボーリング工法を採用し、近300本、1日当たり15～16本を予定している。ハンマー使用時間は、1本当たり5分程度でありこの時の騒音は、打設位置からの距離10mの地点で105ホン、同30mの地点で91ホン程度となるが継続音は発生しない。なお工事全体からの騒音発生を防止するため低騒音機械の使用、遮音施設の設置、工事管理体制の徹底等の対策を施す。また供用時に当該建物による小田急線の電車騒音の反射音による騒音が考えられるので建物を完全反射体と見立て予測計算を行った。その結果発生源からの距離が15～30mの地点での増加分は、0.7ホン程度となるが現状における電車からの直接騒音はその地点で78ホンであるので周囲にはほとんど影響がないと考えられる。

(エ) 安全

(a) 交通事故

当該開発に関連する道路は、2つの通学路と、県道世田ヶ谷町田線、小田急線沿いの市道の4路線であり、通学路は歩車道区分のない巾4.0m道路で、歩行者（児童）は1日766人であった。建設時における工事車両は主として残土搬出時の大型ダンプと生コン搬入時のミキサー車である。大型ダンプは、工期1ヶ月間50～60%の交通量、ミキサー車は、3週間毎130%、近80回の交通量となり、交通安全性は影響があると考えられる。したがって交通安全性についての対策として公道への出入口、およびに踏切前の交差点に誘導員の配置と各種標識等の設置、学童の登下校時の時間帯は、走行を避ける等を実施する。

(b) 斜面崩壊

現況斜面は、勾配の不規則な樹林地と地山が露頭し勾配の急峻な斜面によって構成され高低差は12mである。

地質構造は、腐植土、ローム質層、砂層、基盤層(細砂層)から成り、基盤層は深度が殆ど非常に深く締つて安定した地盤となっており、各層は、北面に傾斜していると思われる。この斜面は将来とも現状のまま放置すれば崩壊は免れない。したがって開発に当り、石積及び擁壁を設置し法面に芝等を植え込めることにより安全性は向上する。

(オ) 日照

当該計画により影響をうける範囲は、極めて限られており(北側に小田急線、世田谷町田線)影響度合を午前10時30分以降は影響がなくなり比較的軽微と思われる。

(カ) テレビ受像

NHKに調査を依頼した4地質について現況を調査した結果、当該計画に伴い一部の地域で影響があると予測されるので各戸アンテナの補強、共同アンテナ設立等の対策を立てることにより影響はないと思われる。

(キ) コミュニティ施設

(a) 一般生活関連施設

開発予定地周辺は、成熟した市街地であり日常生活に必要な利便施設は整備されており、500人程度の人口増加による影響は特にないと考える。

(b) 教育施設

増加が予測される小学校児童数は、6/1人中学校生徒数は、30人となり、1クラスの増加は小学校で1.85%、中学校で0.83%となるが、この結果から影響の度合を評価することは単に今後の人口増を把握しない限り不可能である。

(c) 公園施設

周辺の施設としては、公民館、集会所が2ヶ所あるが量質共に不充分であり施設の拡充が必要である。このため計画地内に整備される集会所、プレイルーム、談話室の施設は有効に機能する。

各種コミュニティ施設に与える影響は一律ではないが開発の規模から見ても著しい影響はないと考える。

ウ、手続の経過

報告書の届出	昭和52年11月30日
報告書の縦覧	昭和52年12月8日～昭和53年1月7日
意見書の提出	昭和52年12月8日～昭和53年1月23日
修正報告書の縦覧	昭和53年3月8日～昭和53年3月22日
審議会の答申	昭和53年4月20日
審査書の公表	昭和53年4月28日

縦覧は、当該開発行為の行われる地区を中心に3ヶ所で行われ179人の閲覧者があった。そのうち関係住民(当該指定開発行為が実施されることによって環境に影響を受ける住民)は、15%で他は一般市民、他都市の住民、起業家、その他であった。なお縦覧期間中に関係住民(70歳帯)への説明会は3回開催されその出席者は73人で約1割であった。また住民から提出された意見書は217件ありその概要は次の通り。

(ア) 反響音による影響が不明確である

(イ) 緑が見えなくなり美観を損う

(ウ) テレビ障害の影響大と思われる

(エ) 教育施設が不足するのではないが

(オ) 乱気流の影響が出るのではないが

(カ) 入居者の住環境が粗悪ではないが

(7) 建設時の工事公害について

(7) その他

I. 实验

審議会内、良好な環境の保全に関する重要事項を調査審議し、市長は、審議会の意見を聴いて環境影響評価審査書を作成し、これを公表する。

審査は、評価項目の選定、現状調査の内容、環境影響予測の手法及び結果について環境影響評価報告書及び修正報告書により各評価項目別に審査を行う。この審査の手法については、各々の手法が考えられるが、今回の第1号については「○」、「×」 방식을採用した。すなわち環境への影響評価については、とくに問題がないものは「○」、問題があるものは「×」、要問的、技術的に判断することは難しいものは「△」の記号で記載し、審査結果が「×」、または「△」の場合には、環境に及ぼす影響の程度に応じて所要事項を併記して置くことにした。また開発行為の種類、規模、地形等についても、とくに重要と思われる評価項目を「重要項目」として選定して置いた。この11個別の審査結果を地域環境管理計画の評価項目に係る中項目分類程度に具体的な指標事項等を集約し、総合的な審査を行う。市長に答申とした。答申内容の主なものは次の通りである。

(ア) 調整池は、流入量(豪雨時の雨水量)の受け入れが可能な容量とすること。

(1) 現在ある樹木は、樹高、樹冠のすぐれたものを主に、統体的に残せる限り保全を図ること。

(17) 調整池、淤砂池、排水施設などの維持管理は、安全性、衛生面に十分配慮すること。

(イ) 工事に際しては、関係住民と「工事協定書」を結び、工事時間や安全性などについて確認しておく。

(オ) 学童の登下校時には、やむをえない場合を除いて、建設資材搬出入車の走行を中止すること。

等である。なを今後の審査手法に、指定開発行達の種類、規模、地形等により、その開発行達に適した審査手法などの都度検討する。

むすび

環境影響評価制度は、諸外国においてまさに端緒についたばかりであり、制度や手法のありえについて種々の論議が沸騰している。わが国において、この点では同様であるが、これまでに法令による統一的な制度化がうまくなされておらず、環境影響評価の実例とその乏しい実で今後の行政側に与えられる責任と期待は極めて大きい。

今後の環境行政は、環境汚染を未然に防止し、自然環境の保全を含めたより高い環境水準の達成を図っていく必要があり、市は、環境影響評価制度の实效を期するために、環境情報の収集整理、環境に係る調査研究の充実強化、環境影響評価手法の開発等に努めるとともに、開発事業主体に対し環境への影響評価が適切に行われるよう十分な配慮が必要であると思う。